

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	港湾法の一部を改正する法律案		
担当部局	国土交通省港湾局総務課	電話番号：03-5253-8929	e-mail: hqt-kouwan-t2575@mlit.go.jp
評価実施時期	平成29年3月9日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 (1)旅客施設等の所有者が、港湾管理者との間で協定を締結し、当該施設の利用に関する料金を収受しようとする場合において、その料率に対して国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者が変更命令を行うことができることとすることにより、施設使用料の適正化を図る。 (2)非常災害時に国土交通大臣が港湾管理者の要請に基づき港湾施設の管理を行う場合において、他人の土地の一時使用等を可能とすることにより、迅速かつ円滑な港湾施設の管理を可能とする。</p> <p>【規制の内容】 (1)官民連携国際旅客船受入促進協定に係る旅客施設等の所有者による料金収受に対する料率の変更命令 官民連携国際旅客船受入促進協定に係る旅客施設等の所有者が、当該者が所有する旅客施設の利用に係る料金を収受しようとする場合について、不当な差別的取扱いに該当する場合等においては、国際旅客船拠点港湾の港湾管理者による、料率の変更命令及び料金の収受に関する罰則を創設する。 (2)非常災害時における国土交通大臣による円滑な港湾施設の管理 非常災害時に国土交通大臣が港湾管理者の要請に基づき港湾施設の管理を行う場合において、国土交通大臣は、非常災害による港湾施設に対する緊急の危険を防止するためやむを得ない必要があるときは、その現場に居る者若しくはその附近に居住する者に対し防御に従事すべきこと(人的公用負担)を命じ、又はその現場において、他人の土地を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分すること(物的公用負担)ができることとする。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【法律の名称】 港湾法の一部を改正する法律案</p> <p>【関連条項とその内容】 (1)官民連携国際旅客船受入促進協定に係る旅客施設等の所有者による料金収受に対する料率の変更命令(港湾法第50条の21) (2)非常災害時における国土交通大臣による円滑な港湾施設の管理(第55条の3の3)</p>	
想定される代替案	<p>(1)官民連携国際旅客船受入促進協定に係る旅客施設等の所有者による料金収受に対する料率の変更命令の代替案 旅客施設等の所有者に対し、料率の変更への協力要請を行う。</p> <p>(2)非常災害時における国土交通大臣による円滑な港湾施設の管理の代替案 その現場に居る者若しくはその附近に居住する者に対し防御に従事するよう協力要請を行い、土地等の所有者が任意で応じた場合、土地の使用等を行う。</p>		

規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	(1)料率の変更手続に係る費用が発生する。 (2)非常災害発生時に、港湾広域防災区域内に存する土地や物件が一時使用等されることにより、その所有者等が一時的に使用制限を受ける等の遵守費用が発生するが、損失補償規定(港湾法第55条の4第1項)が設けられることもあって、その費用は僅少であると考えられる。	(1)料率の変更手続に係る費用が発生する。 (2)土地又は物件の所有者が任意に使用等に応じた場合には、本案と同様の費用が発生するが、所有者に損失が生じた場合には当該費用を補償することによりその費用は僅少であると考えられる。
(行政費用)	(1)特になし (2)非常災害発生時に、支障物件等を処理等することにより、損失補償に要する費用等の一定の行政費用が発生する。	(1)特になし (2)土地又は物件の所有者が任意に使用等に応じた場合には、本案と同様に補償に要する費用等の一定の行政費用が発生する。
(その他の社会的費用)	(1)特になし (2)特になし	(1)特になし (2)特になし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	(1)旅客施設等の所有者が、当該施設の使用料金について、特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをすることがなくなり、当該旅客施設等が一般公衆への供用が適切に行われ、港湾利用者全体で当該旅客施設等の有効活用が図られることによる便益は極めて大きい。 (2)非常災害発生時に、国土交通大臣が土地や物件を一時使用等することにより、港湾施設の機能が十分に確保され、災害時における迅速かつ円滑な港湾施設の管理が実施されることによる便益は極めて大きい。	(1)旅客施設等の所有者が料率の変更への協力要請に応じた場合には、本案と同等の便益が得られるが、要請に応じない場合には、当該旅客施設等が一般公衆への供用が適切に行われず、利用者全体の便益が低下する。 (2)土地又は物件の所有者が任意に要請に応じた場合には、本案と同等の便益が得られるものの、所有者が要請に応じない場合や所有者の意思が確認できない場合には、土地又は物件を使用すること等ができない。このような場合、港湾施設の機能が十分に確保されず、災害時における迅速かつ円滑な港湾施設の管理に支障が生じる懸念がある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	(1)当該規制案については、旅客施設等の所有者が行う料率の変更手続に係る遵守費用が発生するが、利用料金の適正化により、港湾利用者全体で当該施設の有効活用が図られることによる極めて大きな便益が得られるため、便益が費用を上回ると判断される。 一方で、代替案については、本案と同様の遵守費用が発生するが、旅客施設等の所有者等が協力要請に応じない場合には便益が得られないこととなる。 以上から、当該規制案は、代替案より優れていると考えられる。 (2)当該規制案については、施設所有者等が一時的に使用制限を受ける等の遵守費用及び損失補償に要する費用等の行政費用が一定程度発生する。しかし、国土交通大臣が管理を行うこととなった港湾においても、迅速かつ円滑な港湾施設の管理という極めて重要な便益が得られる点で、便益が費用を上回ると判断される。 一方で、代替案については、本案と同様の遵守費用及び行政費用が発生するが、所有者が使用等に応じない場合や所有者の意思が確認できない場合があり、便益が本案以下となる。 以上から、当該規制案は、代替案より優れていると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について(熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ報告)(平成28年12月20日公表) 現行の港湾法では国が直接港湾の利用調整等を行うことができないが、今後発生し得る大規模災害時において海上からの輸送等の支援を円滑に進めるためには、港湾管理者の要請に基づき、港湾の利用調整等の管理業務を実施できる法的位置づけを国に付与するべきである。	
レビューを行う時期又は条件	附則第3項において、政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の港湾法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事とされていることから、平成34年度に事後検証を実施する。	
備考		